

[西原東小学校及び西原東児童館・西原児童館等整備に係る民間活力導入可能性調査等業務委託]のプロポーザルに係る質問への回答

西原町教育委員会 教育総務課

No	実施要領等の項目	質問内容	回答
1	実施要領 3.応募資格(8) 様式第D実績調書 備考:2	実績について、求められている期間及び内容が実施要領の「3.応募資格」(8)と様式第D実績調書 備考:2で内容が違います。どちらを正として様式第D実績調書を作成すればよろしいでしょうか。	実施要領「3.応募資格」(8)が正となるため、実施要領に合わせた内容で作成をお願いいたします。正しい様式を添付しておりますので、差し替えのご対応をお願いいたします。
2	様式第D実績調書 備考:2	実績として記載すべき業務は次のように考えてよろしいでしょうか。 同種:民間活力導入可能性調査、計画の基本構想業務 類似:同種以外の官民連携に係る業務 上記にあたらぬ場合は具体的にお示しいただきたいです。	想定している実績は以下のとおり。 同種:学校施設・児童館の民間活力導入可能性調査、計画の基本構想業務及び官民連携に係る業務 類似:上記以外の施設の民間活力導入可能性調査、計画の基本構想業務及び官民連携に係る業務
3	実施要領 3.応募資格	(7)について、上記(1)~(7)は上記(1)~(6)の誤記との認識でよろしかったでしょうか。 JV結成、業務参画検討の可否に関わる内容のため、先んじてご質問として提出させていただきます。 ご確認よろしくお願いたします。	誤記ではありません。 (1)~(7)の「沖縄県内に本社、支社、支店又は営業所を有していること」まで含めて応募資格を満たしていることを条件としております。
4	様式第1号、様式第4号、様式第6号	共同企業体で参加する場合、本様式の企業名は「代表企業」の記載でよいでしょうか。	共同企業体での参加の場合は、 例:〇〇〇〇株式会社・〇〇〇〇株式会社共同企業体 という記載となります。
5	(様式E)公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(共同企業体用)	共同企業体で参加する場合、誓約書については「様式E」のみという理解でよいでしょうか。「(様式F)公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書」は不要	ご認識のとおりです。 共同企業体での参加の場合は、誓約書は「様式E」となります。
6	(様式D)実績調書	共同企業体で参加する場合、「様式D」は各社で作成するという理解でよいでしょうか。また、その場合、共同企業体の各会社名を「様式D」のどの部分に記載した方がよいでしょうか。	共同企業体での参加の場合は、実施要領「3.応募資格」(8)のとおり、構成員のいずれか1社が業務実績を有する者であることとしているため、共同企業体での作成となります。
7	(様式C-1)共同企業体協定書	本用紙について、貴町への提出は写しでもよいでしょうか。	ご認識のとおりです。 様式C-1は2通作成し原本を各自所持するため、提出にあたっては写しをご提出ください。
8	公募型プロポーザル実施要領 7.企画提案書等の審査(プレゼンテーション審査) (2)プレゼンテーション審査	プレゼンテーションへの参加人数について、「説明者3名+パソコン操作等の補助員1名=合計4名」でも可能でしょうか。	ご認識のとおりです。 実施要領「7.企画提案書等の審査(プレゼンテーション)」(2)の④のとおり、参加人数は3名以内とし、パソコン操作等の補助員は含みません。
9	企画提案仕様書 2.業務目的	3ポツ目に「(前略)小学校用外部トイレ・倉庫の新設計画(後略)」と記載がございますが、本業務ではどの程度の作業を想定されていますか。	西原小学校の既設プールには小学校用外部トイレ及び倉庫があるため、児童館移設の際には新設が必要となります。 実際の設計については本業務後になると考えており、本業務では位置等検討したうえで学校との調整・方向性の決定を想定しております。
10	企画提案仕様書	西原児童館の移設工事(既存プール取り壊し工事含む)は、西原東小学校の建設工事と同一時期を想定されていますか。また、工事時期も併せてサウンディングで確認するとの認識でしょうか。	工事は同一時期を想定しております。 ご認識のとおり、サウンディングでの確認を想定しております。
11	企画提案仕様書	学校施設と児童館施設の管理区分/同線区分について、運用上の制約有無をご教示ください。	教育部と福祉部の管理区分はありますが、 詳細については基本構想の中で協議していくこととなります。
12	企画提案仕様書	西原東小学校のプール跡地において、児童館、外部トイレ、倉庫の優先順位付けはございますか。	プール跡地への児童館移転は西原小学校となります。 児童館を優先に考えております。 外部トイレ・倉庫は現利用状況もしくは設置者の意見に合わせた計画を想定しております。
13	実施要領3.	本業務を受注した場合でも、本事業に関する今後の事業者側での事業参画やその支援等での関与を制約するものではないと理解してよろしいでしょうか。	関与を制約するものではないかと考えております。

14	実施要領3.(8)	「官民連携に関する同種又は類似業務」とありますが、同種業務と類似業務の定義及び同種業務と類似業務の相違により本プロポーザルの応募資格や評価にどのように影響するかをご教示ください。	同種・類似については別質問にて回答しておりますが、総合的に勘案し、検討していくこととなります。
15	実施要領5.(2)	ア～ケの提出書類が定められていますが、本プロポーザルに単体で参加する場合と、共同企業体により参加する場合でそれぞれ提出が必要な提出書類が不明確なため、ご教示ください。	単体の場合、ア・イ・ウ・カ・ク・ケのご提出をお願いいたします。共同企業体の場合は、ア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・ケのご提出をお願いいたします。
16	実施要領7.	日程の都合上、プレゼンテーション審査への対面出席が難しい場合は、参加者の一部又は全員がオンライン形式により出席することをお認めいただけないでしょうか。	審査の公平性や評価の観点から、原則として当初予定していた方のご出席をお願いしております。万が一都合がつかない場合は、代理の方のご出席をご検討いただけますと幸いです。
17	実施要領8.(6)	日程の都合上、プレゼンテーション審査への出席が困難な場合、別日程でのプレゼンテーション審査をご相談することは可能でしょうか。	現段階では日程の変更は考えておりません。上記回答同様、代理の方のご出席をご検討いただけますと幸いです。
18	実施要領2.(3) 仕様書4.及び5.	実施要領2.(3)では、「両児童館の整備基本構想も策定する。」とありますが、仕様書4.業務内容には整備基本構想の策定と明確に対応する業務項目が見当たらず、また、仕様書5.成果品にも整備基本構想が定められていません。整備基本構想の具体的な想定や業務内容との対応、成果品における取扱い等についてご教示ください。	基本構想の内容については、仕様書「4.業務内容」(2)各児童館の整備方針の検討にて示しております。成果品については、協議で検討していきます。
19	仕様書2.	「本事業は沖縄振興特別推進交付金を活用していることから、本業務委託の成果目標として、定性的な指標を設定するものとする。」、「本業務委託計画を策定し、今後の展開に資することを目的とする」との記載がありますが、意図が不明確なため、補足説明又は削除をご検討ください。	質問内容については、町において作成していくことになるため、業務成果取りまとめ整理の際にご意見をいただくこととなります。
20	実施要領6.(2)、(3)②	(2)提出書類及び部数において「ウ 業務実施体制」が掲げられていますが、(3)②の企画提案書の記載内容にも「3.業務実施体制」があり重複しているようにお見受けします。上記の意図や書き分けの方針をご教示いただくとともに、必要に応じて資料の修正をご検討願います。	実施要領6.企画提案書等の提出(2)イの企画提案書の中で業務実施体制をご提出ください。そのため、(2)ウでは提出不要です。
21	実施要領6.(3)② 審査評価基準	実施要領に記載の提案事項に「3.業務実施体制」がある一方、審査評価基準には対応する評価項目がないようにお見受けします。上記の意図をご教示いただくとともに、必要に応じて資料の修正をご検討願います。	企画提案書等の審査については、要領7.(1)において行われるものであり、提出書類について総合的に勘案して審査していくこととなります。
22	実施要領3.(8) 様式D 実績調書	実施要領の応募資格としては、法人業務実績として過去4年以内に完了した官民連携に関する同種又は類似業務を求められております。対して、様式Dの備考2に「これらのうち過去2箇年間に履行期限が到来した1以上の契約を全て誠実に履行していること」とありますが、過去4年間のうちに完了した同種又は類似実績があれば応募資格としては認められるという理解でお間違いないでしょうか。	実施要領「3.応募資格」(8)が正となるため、実施要領に合わせた内容で作成をお願いいたします。正しい様式を添付しておりますので、差し替えのご対応をお願いいたします。
23	様式D 実績調書	種類及び規模をほぼ同じにする契約とは、具体的にどのような業務が該当しますか。公共施設の導入可能性調査が含まれていれば学校施設や子育て支援施設でなくても類似業務と認めいただけますか。	同種：学校施設・児童館の民間活力導入可能性調査、計画の基本構想業務及び官民連携に係る業務 類似：上記以外の施設の民間活力導入可能性調査、計画の基本構想業務及び官民連携に係る業務 同種及び類似については上記のとおり想定しております。そのため、質問内容の業務は類似となります。
24	実施要領5 (2) 提出書類	ウ 法人税、県税、市町村税、消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書は(写し)でもいいでしょうか。	ご認識のとおりです。
25	実施要領6 (3) ①	10枚以内と枚数指定がある「企画提案書」とは、(2)イ企画提案書【任意様式】のみを指すという理解でお間違いないですか。	ご認識のとおりです。
26	実施要領6 (3) ①	企画提案書の一部をA3折り込みとした場合のページ数の取扱いは変わりますか。(A3を用いた場合、A4版2枚換算とするなど)	原則A4でのご作成をお願いしますが、一部A3折込の場合は1ページとします。

27	実施要領6 (3)②	提案内容に記載すべき項目として「3.業務実施体制」がありますが、これは(2)ウ業務実施体制【任意様式】の内容を評価していただくものであり、イ企画提案書【任意様式】に重複しての提案は不要と理解してよろしいでしょうか。	実施要領6.企画提案書等の提出 (2)イの企画提案書の中で業務実施体制をご提出ください。 そのため、(2)ウでは提出不要です。
28	企画提案仕様書 4. (2)	各児童館の整備方針の検討について、児童館移設後の既存児童館などの活用(解体、その他活用)なども検討範囲に含まれていると認識してよいでしょうか。	現状検討範囲には含まれておりませんが、活用についてご提案
29	企画提案仕様書 4. (6)イ	「対外発信を想定した整理」とは、具体的にどのような業務内容を想定されていますか。	西原町ホームページ又は広報誌等での発信を行うため、取りまとめていただいた事業内容を概要版など分かり易く整理していただくことを想定しております。
30	5. 意向申出等書類の提出 (2) 提出書類	正本1部と副本1部を提出と記載されていますが、副本は正本をコピーしたものと認識で良いでしょうか。もし記載事項等に違いがありましたらご教示ください。	ご認識のとおりです。
31	6. 企画提案書等の提出 (2) 提出書類及び部数	正本1部と副本12部を提出と記載されていますが、副本は正本をコピーしたものと認識で良いでしょうか。もし会社名を伏せる等記載事項等に違いがありましたらご教示ください。	副本はコピーで問題ございません。 12部は審査会にて委員への配布用とするため、会社名を伏せることは想定しておりません。
32	6. 企画提案書等の提出 (3) 企画提案書等の作成要領	企画提案書のページ数について、「A3折り込み可」と記載がありますが、A3の場合は2ページに換算されるという認識で良いでしょうか。	原則A4でのご作成をお願いしますが、一部A3折込の場合は1ページとします。
33	7. 企画提案書等の審査 (1) 審査・評価方法	別添の「審査評価基準等」には特に実施体制に関する評価項目はありませんが、管理技術者や担当技術者の保有資格や同種・類似実績は評価対象には含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	企画提案書等の審査については、要領7.(1)において行われるものであり、提出書類について総合的に勘案して審査していくこととなります。
34	実施要領 2.実施概要 (4)提案上限限度 6.企画提案書等の提出 (3) 企画提案書等の作成要領 ※本業務委託における業務内容 ・西原小学校敷地内の既設プール解体・……	本業務には実際の既設プール解体工事一式があり、その工事費用を含めた提案上限限度が40,000.00 円となっているということではよろしいでしょうか？	本業務ではプールの解体工事は行わないため、提案上限額に含まれておりません。 また、プール解体設計を令和7年度に完了しているため、本業務では解体工事を含めた西原児童館移転に係る民間活力導入可能性調査をお願いいたします。
35	6.企画提案書等の提出 (2)提出書類及び部数 カ 参考見積書 (3)企画提案書等の作成要領 ④参考見積書は企画提案仕様書の業務内容を基に単価、数量、内訳等の見積条件を明記し、本業務委託を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。	上記の内容において既設プール解体工事一式が本業務に含まれる場合、参考見積書の作成にあたり、既設プール解体の費用の内訳書も作成する必要があるということでしょうか？ また、その場合プール解体の見積りに関する資料(図面、数量表、内訳書など)などが参考資料としてないようですが、どのような形で見積りしたらよろしいのでしょうか？	上記回答のとおりとなります。 業務の際に資料としてご提供を想定しております。
36	プレゼンテーション審査評価基準等 II 審査項目及び評価基準等 5 総事業費の概算 ・事業費の算定方法や積算項目の考え方を整理し、経済的で適正な概算方法で提案されているか。	総事業費の概算については今回のプロポ(プレゼンテーション)の段階では具体的な金額を明示するのではなく、左記のように算定方法、算定項目の考え方、概算方法を提案する範囲でよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。
37	「3. 応募資格」(1)	「(1) 西原町プロポーザル実施要綱(平成26年11月21日要綱第34号)第7条の規定に該当する者であること。」について、本業務は第7条 2 に該当するため、西原町入札参加資格者名簿に記載されている必要がない、という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
38	「3. 応募資格」(7)	「沖縄県内に本社、支社、支店又は営業所を有していること。」について、JV提案の予定で、代表企業はかなり前から那覇市に営業所を構えています。従属する構成企業も、実質的な事務所を構えて営業所を開設していますが、応募資格を満たしますでしょうか。	ご認識のとおりです。